

徴収サイクル変更案についてご意見を募集します

徴収サイクルとは、水道料金・下水道使用料について、①検針➡※②調定➡③納付（納期限）➡④督促（督促納期限）➡⑤給水停止に至るまでの一連の周期のことです。

静岡市上下水道局では、市民の皆様が水道料金等の請求時期及び、納期限についてよりわかりやすくなるよう、検針と請求の時期、納入通知書の定例の納期限と口座振替の定例の振替日の統一を含む、徴収サイクルの見直しを計画しています。

※調定＝検針結果に基づき、水道料金・下水道使用料の請求額を確定すること

配付（閲覧）資料

- ・意見公募の実施案内（この用紙）
- ・意見応募用紙
- ・徴収サイクル変更案の概要

資料の閲覧配布場所

- ・お客様サービス課 窓口
（静岡市上下水道局庁舎3階）
- ・各区の市政情報コーナー
- ・お客様サービス課HP

ご意見の提出方法

【意見募集期間】令和5年12月1日（金）から令和6年1月5日（金）まで

【提出方法】郵送、FAX、持参、お客様サービス課HPから

郵送：〒420-0035 静岡市葵区七間町15番地の1 お客様サービス課料金係あて

FAX：054-270-9115

電子申請：<https://logoform.jp/form/79j2/398602>（申請フォーム）

QRコード



【その他】

お寄せいただいたご意見については、個人を特定できないように編集した上で、要旨をホームページ等で紹介させていただくことがあります。個人情報につきましては、厳正に管理を行い、他の目的に利用することはありません。

お問合せ先

静岡市上下水道局経営管理部お客様サービス課

〒420-0035 静岡市葵区七間町15番地の1

TEL：054-270-9104

FAX：054-270-9115

Mail：suidou-service@city.shizuoka.lg.jp